

いばらきマンション管理組合ネットワーク会則

(目的)

第 1 条 本会は、茨木市内にある分譲マンションの区分所有者相互が協力して、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するためのマンション管理組合の適正化を目指し、研鑽や問題解決などを図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、「いばらきマンション管理組合ネットワーク」(愛称「I' m ネット」)と称する。

(所在及び活動)

第 3 条 本会の所在地は、「茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号 茨木市 都市整備部居住政策課」とし、事務局は役員宅内に置く。

(参加構成員)

第 4 条 本会は、次の者をもって構成する。

- 一 茨木市内にある分譲マンションの区分所有者
 - 二 「一般社団法人大阪府マンション管理士会茨木・摂津支部」所属のマンション管理士
 - 三 前一号及び二号に該当しない者で、役員会において参加構成員と承認された者
- 2 本会に参加するには、所定の参加届出書を提出するものとする。
- 3 連絡及び資料送付が可能なパソコン又はタブレット等があり、事務局等からのパソコンメールが受信できるメールアドレスを届け出ること参加条件とする。
- 4 本会を「一般社団法人大阪府マンション管理士会茨木・摂津支部」のマンション管理士が支援する。
- 5 前 2 項及び 3 項にかかわらず、第 1 4 条の参加費を収めることにより、定例会等各事業に参加することができる。ただし、この場合、この者は総会での議決権は有しない。

(事業)

第 5 条 本会の第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 定例会(原則、奇数月に 1 回実施)
- 二 グループ討議(勉強会等)
- 三 情報収集および発信
- 四 セミナー
- 五 現地見学会
- 六 会員会の交流
- 七 その他目的を達成するための事業(各種イベント、表彰制度等)

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。ただし、兼務可。

- 一 会長 1人
 - 二 副会長 1人以上
 - 三 会計担当 1人
 - 四 その他理事 1人以上
 - 五 監事 1人
- 2 役員は、総会で選出する。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
 - 5 会計担当は、会費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は、毎年11月の総会から翌年11月の総会までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 事故のため補欠が就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(総会)

- 第8条 総会は、参加構成員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回11月に開催しなければならない。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、必要と認める場合には、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。
 - 5 総会の議長は、会長または会長が指名する者で、総会で承認を得た者が務める。
 - 6 書面によって議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(総会の議決)

- 第9条 参加構成員は1議決権を持つ。総会の議事は出席した者及び提出された議決権行使書の過半数の賛成をもって決する。
- 2 参加構成員は、書面によって議決権を行使することができる。
 - 3 総会の議事について、議長は議事録を作成しなければならない。議長及び議長が指名する2名の総会に出席した参加構成員がこれに署名し、事務局等に保管しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
- 一 事業報告および事業計画
 - 二 会計報告および予算計画
 - 三 会則の制定、変更または廃止に関する事項
 - 四 役員を選任および解任に関する事項

五 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が務める。

(役員会の会議及び議事)

第12条 役員会の会議は、役員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の過半数の賛成をもって決する。

- 2 役員会の議事について、議長は議事録を作成し、事務局等に保管しなければならない。議事録については、第9条第3項の規定を準用する。ただし、第9条第3項中「総会に出席した参加構成員」とあるのは「役員会に出席した役員」と読み替えるものとする。

(役員会の議決事項)

第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 事業報告案および事業計画案
- 二 会計報告案および予算計画案
- 三 会則の制定、変更または廃止に関する案
- 四 その他の総会提出議案
- 五 総会から付託された事項
- 六 事業の執行に関する事項
- 七 次期役員選任案
- 八 第4条第三号に定める参加構成員の承認
- 2 役員に事故があった場合は、役員会の決議により補欠の役員を就任させることができる。
- 3 役員会の決議により、必要に応じて、各事業に専門家を招致することができる。

(会運営費)

第14条 定例会等各事業に参加の都度、参加者から参加費を徴収することとし、会運営費(定例会、総会会場費及び第5条の各事業を行う際の諸費用)に充当する。

- 2 定例会及び総会の参加費は別途総会で定める。その他の事業の参加費は、都度役員会で定め、参加構成員に通知することとする。
- 3 本会の会計年度は、毎年11月1日から翌年の10月末日までとする。

(脱退)

第15条 参加構成員から脱退するには、所定の脱退届を提出するものとする。

- 2 第4条第3項により事務局に届けられたパソコン又はタブレット等のアドレスに対し、事務局等からのメールが着信できなくなった日から3ヵ月以上を経過しても連絡がつかない場合は、自動的に脱退扱いとなる。

(その他)

第 16 条 この会則に定めのない事項については、その都度役員会で協議し、決定する。

附 則

(実施期日)

- 1 この会則は、平成 23 年 11 月 20 日から施行する。

(特例)

- 2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、初回の役員の任期は平成 23 年 11 月 20 日から平成 24 年 11 月 30 日までとする。

- 3 (改正・施行)

平成 24 年 11 月 18 日改正	平成 24 年 11 月 19 日施行
平成 27 年 11 月 13 日改正	平成 27 年 11 月 13 日施行
平成 28 年 11 月 11 日改正	平成 28 年 11 月 11 日施行
平成 29 年 3 月 10 日改正	平成 29 年 3 月 10 日施行
平成 29 年 11 月 10 日改正	平成 29 年 11 月 10 日施行
令和 元年 11 月 8 日改正	令和 元年 11 月 8 日施行
令和 2 年 11 月 13 日改正	令和 2 年 11 月 13 日施行
令和 5 年 11 月 10 日改正	令和 5 年 11 月 10 日施行
令和 6 年 11 月 8 日改正	令和 6 年 11 月 8 日施行